



さあ、歩き出そう！ ノルディック・ウォーキング 大会

第1回

とき：11月15日(土) 午前10:00~11:30

ところ：深原地区公園

■講師：広島県ノルディック・ウォーク連盟 前田敦子氏
 ■申込方法：電話で役場福祉課まで。申込期限：10月31日(金)
 その際、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、希望のコースをお知らせください。
 福祉課：082-820-5605

- コース
- ★上級者コース(定員30名) 深原地区公園～榊森神社 往復コース(約5km)
 対象者：日頃からノルディック・ウォーキングを行い、約5kmを1時間程度で歩くことができる人
 - ★初級者コース(定員70名) 深原地区公園周回コース(1周約1km)
 対象者：ノルディック・ウォーキングを体験してみたい人
 また、日頃から行っている人
- ※上級者コース、初級者コースとも定員になり次第受付を終了します。



- その他
- ・大会中の事故については、保険の範囲内で熊野町が対応します。
 - ・雨天の場合は、東部地域健康センターでノルディック・ウォーキングに関する講演会及びストレッチを行います。
 - ※ポールをお持ちでない方には貸出します(身長135cm以上の人に限り)(先着50人)
 - ※ノルディック・ウォーキング体験後には、熊野町郷土料理「八寸」の炊き出しとお楽しみ抽選会を行います!

Q そもそも「ノルディック・ウォーキング」って何ですか。

A 北欧生まれの2本のポールを使うウォーキングです。
 運動不足の解消や生活習慣病を予防したいと思っている人、体力に自信がない人、膝や腰、股関節の痛みで歩くのがつらい人にとっても、おすすめの運動方法です。

みんなの参加
待ってるりん♪



Q 普通のウォーキングに比べて何がいいのですか。

A 運動量の向上や足腰への負担軽減など利点はたくさん。
 ・通常のウォーキングより運動量が30%UP
 ・ポールのおかげで足腰への負担軽減
 ・理想的なウォーキングフォームが身につく
 ・老若男女を問わず、行うことが可能
 など多くの利点があります。

冬の住民健診のお知らせ

8月と9月の住民健診(集団)を受診していない人や、受診していない健診項目がある人はこの機会に受診してください。
 時 平成27年1月15日(木)
 所 平成27年1月16日(金) 所町民会館
 申 平成26年11月14日(金)まで
 に、役場、各地域健康センター、各公民館に置いてある申込書にご記入の上お申込みください。

【健診項目】

特定健診・基本健診、歯
 周疾患検診(1月15日のみ)、肺がん検診、胃がん
 検診、乳がん検診(1月16日は女性医師)、子宮頸がん
 検診(1月16日は女性医師)、前立腺がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症
 検診、肝炎検査
 健康課 ☎820・5637

熊野町固定資産評価審査委員会委員を選任
 9月の町議会定例会において、熊野町固定資産評価審査委員会委員として、神鳥裕久さん(新任)の就任が決定されました。
 これにより、平成26年9月26日から平成27年6月27日まで(任期前任者の残任期間)熊野町の固定資産の適正な評価にご尽力いただきます。

熊野町教育委員会委員を選任
 9月の町議会定例会において、熊野町教育委員会委員として、友岡恵美子さん(再任)、佛圓悦子さん(新任)の就任が決定されました。
 これにより、平成26年10月1日から平成30年9月30日まで(任期4年)熊野町の教育行政の推進にご尽力いただきます。

なるほど 固定資産税 ~土地編 第6回~ 関税務課 ☎820-5603

《今月は、市街地宅地評価法についてお知らせします。》

熊野町では、個別の土地の状況をより反映した評価が可能な「市街地宅地評価法」、通称「路線価方式」を、平成27年度から導入するための準備を進めています。
 今回は、この「市街地宅地評価法」について詳しくお知らせします。

(1) 市街地宅地評価法とは

標準宅地に沿接する主要な街路の路線価を求め、この路線価に比準して比準地の評点数を求める方法です。
 この方法は、市街地的な形態を形成している地域の宅地に適用されます。(8月号第4回宅地の評価法にも関連事項を掲載しています。)



(2) 標準宅地とは

町内の地域ごとに、その主要な路線に接した標準的な宅地のことです。

(3) 各筆(土地)の評価

一画地の宅地ごとに評価額を算出します。一画地は、原則として一筆です。
 この市街地宅地評価法は、一画地の奥行、間口、形状等の相違が宅地の価格に及ぼす影響を的確に反映させます。これらの状況を踏まえ路線価を基礎とし、画地計算法を適用して評価します。



Q 「画地計算法」には、どんなものがあるのかな？
 A 主な画地計算法の種類としては、奥行価格補正割合法、側方路線影響加算法、二方路線影響加算法、不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法があります。



(4) なぜ、市街地宅地評価法に変わるのか

現在、熊野町における固定資産税の土地評価は、固定資産評価基準に示されている「その他の宅地評価法」を適用しています。この評価方法は、主として農村部において適用されるものですが、熊野町の都市化の進行に伴い、実態に即した評価額の算定が可能な「市街地宅地評価法」を導入することとしました。
 県内では23市町中、14市5町が『市街地宅地評価法』を採用しています。

参考資料：平成26年度固定資産税のしおり(一般財団法人 資産評価システム研究センター)など

(税務課 固定資産税グループ)